

# 青森県報

号外第三十八号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 教育委員会

- 青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……
- 教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(教職員課) ……

## 教育委員会

### 青森県教育委員会訓令甲第九号

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び青森県立郷土館」を、「青森県立郷土館及び三内丸山遺跡セ

ンター」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

3 所属長は、当該所属所に係る嘱託産業医の業務に関する次に掲げる事項を、常時職場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等の方法により、職員に周知しなければならない。

一 嘱託産業医の業務の具体的な内容

二 嘱託産業医に対する健康相談の申出の方法

三 嘱託産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

第十二条第三項中「勧告し」の下に、「若しくは意見を述べ」を加え、同条第五項を第九項とし、第四項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 嘱託産業医は、第十四条第二項に規定する衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第十二条第三項の次に次の三項を加える。

4 嘱託産業医は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、総括安全衛生管理責任者又は所属長の意見を求めなければならない。

5 嘱託産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。

6 嘱託産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施する場合において、職員の健康を確保するため緊急の必要があるときは、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### 附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 青森県教育委員会告示第二号

平成三十一年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号(教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法)の全部を改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

### 教育職員検定による教科及び教職に関する科目等の単位修得方法

教育職員検定により免許状の授与を受ける場合及び特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合の教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目、管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省厚労省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は別表のとおりとする。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示が施行される日までに、改正前の単位修得方法により単位の一部を修得している者の単位の修得方法は、平成三十一年三月三十一日までに全部修得した場合に限り、従前の例による。

(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	幼稚園教諭専修免許状			小学校・中学校教諭専修免許状			高等学校教諭専修免許状		
	規 定 免 許 法 施 行 規 則	別表第3・別表第5 第11条・第16条	3	規 定 免 許 法 施 行 規 則	別表第3・別表第5 第11条・第16条	3	規 定 免 許 法 施 行 規 則	別表第3・別表第5 第11条・第16条	3
修得することとを必要とする総単位数	15	15	15	15	15	15	10	10	10
領域に関する専門的事項に関する科目単位数									
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)									
教科に関する専門的事項に関する科目単位数							6		4
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)									
教育の基礎的理解に関する科目等単位数							2		3
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 <small>教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)</small>									
教育に関する社会的・制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)							2		3
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 <small>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</small>									
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)									
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数							2		3
総合的な学習の時間の指導法 <small>特別活動の指導法</small>									
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)							2		3
生徒指導の理論及び方法 <small>教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)</small>									
進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)									
大学が独自に設定する科目単位数	15	15	15						
該 当 者	基 礎 資 格	幼稚園教諭一種免許状	小学校・中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	旧教員養成所学校等を卒業した者	旧大学令制による学位を有する者			
備 考	(1) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、附表(1)又は(2)により修得するものとする。 (2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位数には、各教科の指導法に関する科目の単位数に含むことができるものとする。 (3) 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科について修得するものとする。 (4) 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条から第5条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目)並びに各教科の指導法又は教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について修得するものとする。								



(3) 幼稚園教諭2種免許状  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法が次の表による。

規 定	別表第3												別表第3	別表第3
	免 許 法 施 行 規 則	第11条・第13条・第14条										29年改正法附則第11項 (附則第15項 附則第11項)	29年改正法附則第12項 (附則第15項 附則第13項)	
教 員 と し て の 在 職 年 数	6	7	8	9	10	11	12	13～	3～	4～	1			
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	45	40	35	30	25	20	15	10	15	10	15			
免 許 法 施 行 規 則	幼稚園に関する専門的事項に関する科目単位数													
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）													
免 許 法 施 行 規 則	教育の基礎的理解に関する科目単位数												10	3
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）													
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校をへの対応を含む。）													
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程												10	3
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上）													
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）													
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目単位数												20	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）												20	2
	幼児理解の理論及び方法												20	2
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法												20	2	
該 当 者	基 礎 資 格													
	所 持 免 許 状													
備 考	幼稚園教諭免許状												幼稚園教諭免許状 (免許法施行法の規定により授与された者)	幼稚園教諭免許状
	(1) 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。 (2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目の単位数は、保育内容の指導法の修得単位を含むことができるものとする。 (3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の単位の修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。													





(6) 中学校教諭1種免許状

教員としての在職年数と修得単位を条件として中学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法基本表の表による。

根拠規定	免 許 法 施 行 規 則	別 表 第 3												附則第5項の表第1号	附則第5項の表第2号	附則第5項の表第3号		
		第11条・第13条・第14条												第11条の表附則第3号・第4号 第12条～第14条	附則第4項	附則第4項	附則第4項	
教 員 と し て の 在 職 年 数	修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	4.5	5	6	7	8	9	10	11	12～	3	4	5	6～	10	3	10	0
教科に関する専門的事項に関する科目単位数	4.5	4.0	4.0	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	2.5	2.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	4
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	4
教育の基礎的理解に関する科目単位数	5	5	5	4	4	3	3	3	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
道徳の理論及び指導法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
総合的な学習の時間の指導法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
特別活動の指導法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
生徒指導の理論及び方法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
の理論及び方法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
進路指導 (キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
の理論及び方法	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	4
大学が独自に設定する科目単位数	4	4	4	4	3	3	2	2	2	4	2	2	2					
該 当 者	基 礎 資 格	中学校教諭2種免許状																
備 考	所 持 免 許 状	(1) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、附表(1)により修得するものとする。 (2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目の単位数には、各教科の指導法の修得単位を含むことができるものとする。 (3) 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科について修得するものとする。 (4) 教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。																



(8) 中学校教諭専修・1種・2種免許状  
 中学校の1以上の教科についての免許状を有する者が、他教科の免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	中学校教諭専修免許状		中学校教諭1種免許状		中学校教諭2種免許状	
	免 許 法 規 則	別表第4	別表第4	別表第4 29年改正法 附則第15項	別表第4	別表第4 29年改正法 附則第15項
免 許 法 規 則	第15条	第15条	第15条	第15条	第15条	第15条
教 員 と し て の 在 職 年 数	0	0	0	0	0	0
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	5.2	2.4	2.8	1.5	1.5	0
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目 単 位 数	2.0		2.0	1.0	1.0	
各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 単 位 数	8		8	5	5	3
大 学 が 自 己 に 設 定 す る 科 目 単 位 数	2.4	2.4				
該 当 者	1以上の教科についての中学校教諭専修免許状を有する者	1以上の教科についての中学校教諭専修免許状を有する者で、かつ、授与を受けようとする教科についての中学校教諭1種免許状を有する者	1以上の教科についての中学校教諭専修又は1種免許状を有する者	1以上の教科についての中学校教諭専修又は1種免許状を有する者で、かつ、授与を受けようとする教科についての中学校教諭2種免許状を有する者	授与を受けようとする教科についての旧免許法等の規定による中学校教諭等の規定による中学校教諭専修又は1種免許状を有する者又は免許法施行法の規定による中学校別教諭の臨時免許状の授与資格を有する者で、かつ、1以上の教科についての中学校教諭専修又は1種免許状を有する者	授与を受けようとする教科についての旧免許法等の規定による中学校教諭専修、1種又は2種免許状を有する者又は免許法施行法の規定による中学校別教諭の臨時免許状の授与資格を有する者で、かつ、1以上の教科についての中学校教諭専修、1種又は2種免許状を有する者
備 考	(1) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号までの規定に定める修得方法の例にならうものとする。 (2) 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科について修得するものとする。 (3) 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例にならうものとする。					

(9) 中学校教諭1種・2種免許状(職業実習)  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として中学校教諭1種又は2種免許状(職業実習)の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 別	中学校教諭1種免許状					中学校教諭2種免許状				
	別表第5 第16条	4～	6	7	8～	別表第5 第16条	6	7	8～	別表第5備考第4号 第16条
規 定	3	4～	6	7	8～	3	4	5	6	7
教 員 と し て の 在 職 年 数	15	10	20	15	10	15	10	10	10	10
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	10	5	10	8	5	10	5	5	5	5
免 許 状 種 別	中学校教諭1種免許状									
免 許 状 種 別	各科目1単位以上修得すること。					各科目1単位以上修得すること。				
	各科目1単位以上修得すること。					各科目1単位以上修得すること。				
免 許 状 種 別	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)									
	教育の基礎的理解に関する科目単位数									
免 許 状 種 別	教育の理念並びに教育に關する歴史及び思想									
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)									
免 許 状 種 別	教育に關する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)									
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									
免 許 状 種 別	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解									
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)									
免 許 状 種 別	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に關する科目単位数									
	道徳の理論及び指導法									
免 許 状 種 別	総合的な学習の時間の指導法									
	特別活動の指導法									
免 許 状 種 別	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)									
	生徒指導の理論及び方法									
免 許 状 種 別	教育相談(カウンセリングに關する基礎的な知識を含む。)									
	論及び方法									
免 許 状 種 別	進路指導(キャリア教育に關する基礎的な事項を含む。)									
	及び方法									
該 当 者	基 礎 資 格					職 業 実 習 に 関 する 学 校 の 課 程 を 修 得 し た 者				
	所 持 免 許 状					修 得 す る も の と す る				
備 考	中学校教諭の種免許状(職業実習)					中学校教諭の種免許状(職業実習)				
	(1) 「農業、工業、商業、水産」の科目の単位の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(補給をもって水産と替えることができる。)について修得するものとする。 (2) 「職業実習、工業実習、商業実習、水産実習」の科目の単位の修得方法は、これらの科目のうち1以上の科目について修得するものとする。 (3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に關する科目の単位数には、各教科の指導法を含むことができるものとする。 (4) 各教科の指導法の単位の修得方法は、職業の指導法について修得するものとする。									

(10) 高等学校教諭1種免許状

教員としての在職年数と修得単位数を条件として高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

根拠規定	免 許 法 規 則	別表第3																											
		29年改正法附則第8項																											
		附則第14項																											
免 許 法 規 則	第11条、第13条、第14条	第11条の表備考第3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～	
免許法施行規則第五條に定める科目区分 免許法施行規則第五條に定める科目区分 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 大学が独自に設定する科目単位数	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
	5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2	
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	9	9	8	8	7	6	5	5	4	4	3	2	2		
5	4	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10															

(1) 高等学校教諭1種免許状(保健)  
 29年改正法附則第7項の規定による保健の教科の高等学校教諭免許状を有する者が、教員としての在職年数と修得単位を条件として保健の教科の高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

根拠規定	免許法施行規則	別表第3																					
		附則第38項・第39項					附則第38項・第39項																
免	許	法	施	行	規	則	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
教員として必要とする総単位数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
教科に関する専門的事項に関する科目単位数	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)																							
教育の基礎的理解に関する科目等単位数	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)																							
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																							
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)																							
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数	7	6	6	5	5	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総合的な学習の時間の指導法																							
特別活動の指導法																							
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	7	6	6	5	5	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
生徒指導の理論及び方法																							
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	7	6	6	5	5	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)																							
進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)																							
進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)																							
大学が独自に設定する科目単位数	8	8	7	6	6	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
該当者	基礎資格											修業年限3年の看護師養成施設を卒業し、保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師の免許を有する者											
備	所持免許状											29年改正法附則第7項の規定による保健の教科の高等学校教諭免許状											
備考	(1) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、附表(2)により修得するものとする。 (2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数には、各教科の指導法の修得単位を含むことができるものとする。 (3) 各教科の指導法の単位の修得方法は、保健の指導法について習得するものとする。 (4) 教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の単位の修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。																						

(12) 高等学校教諭専修・1種免許状  
高等学校の1以上の教科についての免許状を有する者が、他教科の免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	高等学校教諭専修免許状		高等学校教諭1種免許状		
	免 許 法 規 則	別表第4 第15条	別 表 第 4 29年改正法附則第16項 第15条	別表第4 29年改正法附則第16項 第15条	
教 員 と し て の 在 職 年 数	0	0	0	0	
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	48	24	30	6	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目 単 位 数	20		5	5	
	各教科の指導法に関する科目単位数	4	1	4	
	大学が独自に設定する科目単位数	24	24		
該 当 者	1以上の教科に ついての高等学校 教諭専修免許状を 有する者	1以上の教科に ついての高等学校 教諭専修免許状を 有する者で、かつ、 出願教科について の高等学校1種免 許状を有する者	授与を受けようとする教科について旧免許 法等の規定による高等学校教諭専修免許状を有す る者又は免許法施行法の規定による高等学校助 教諭の臨時免許状の授与資格を有する者で、か つ、1以上の教科について高等学校教諭専修 免許状を有する者	1以上の教科につ いての高等学校教諭 専修又は1種免許状 を有する者	授与を受けようとする教科について旧 旧免許法等の規定による高等学校教諭専修 免許状を有する者又は免許法施行法の規 定による高等学校教諭の臨時免許状の 授与資格を有する者で、かつ、1以上の 教科について高等学校教諭専修又は1 種免許状を有する者
	備 考	<p>(1) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条の表備考第1号に定める修得方法の例にあらうものとする。</p> <p>(2) 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科について修得するものとする。</p> <p>(3) 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例にあらうものとする。</p>			





備	考
<p>(1) 養護教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の大学の単位が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第 9 条の表備考第 6 号に定める単位の修得方法の例にならうものとし、このうち 3 単位までは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的・理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもって替えることができる。</p> <p>(2) 養護に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的・理解に関する科目等以外の科目の単位の修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。</p>	

(15) 栄養教諭研修・1種・2種免許状

教員又は学校栄養職員その他の学校教育食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として、栄養教諭研修・1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法が次の表による。

免状	免状の種別	栄養教諭研修免許状	栄養教諭1種免許状										栄養教諭2種免許状																									
			別表第6の2	別表第6の2										別表第6の2備考	附則第17項の表備考第2号	附則第6項の表備考第5号	附則第17項の表備考第2号	附則第6項の表備考第5号																				
規程	免状	第17条の2	3	4	5	6	7	8	9	3 ※1	3	3 ※1	3	3 ※1	3	3 ※1	3	3 ※1																				
規程	免状	第17条の2	15	40	35	30	25	20	15	10	8	10	2	2	8	2	2	2																				
免状	免状の種別	栄養教諭1種免許状	3	40	35	30	25	20	15	10	8	10	2	2	8	2	2	2																				
																			管理栄養士学校指定規則(昭和41年厚労省令第2号)	32	28	24	20	15	10	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
																			別表第1に掲げる教育に係る科目単位数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
																			栄養教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目単位数	6	5	4	3	3	3	3	3	3	6	8 ※2	2	2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	
																			教育の基礎的理解に関する科目単位数	3	3	2	2	2	2	2	2	2	3	8 ※2	2	2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	6 ※2	
																			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想																			
																			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)																			
																			教育に関する社会的、制度的又は経済的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																			
																			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																			
																			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)																																						
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談																																						
道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容																																						
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)																																						
生徒指導の理論及び方法																																						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)																																						
教育実践に関する科目																																						
栄養教育実習																																						
大学が独自に設定する科目単位数			15																																			
免状	免状の種別	栄養教諭1種免許状	15																																			
																				栄養教諭2種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
																				栄養教諭1種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭2種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭1種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭2種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭1種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭2種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭1種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
																				栄養教諭2種免許状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

免状

規程

備 考	<p>(1) 栄養教師専修免許状の授与を受けようとする場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の表備考第2号に定める修得方法の例にならうものとする。</p> <p>(2) 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。</p> <p>※1 1年未満の期間であっても、当該在職年数を満たしたものとみなす。</p> <p>※2 養護教諭・栄養教師の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法で、必修単位のみに修得を要する単位数（1種：5単位、2種：3単位）については、必修科目から適宜修得するものとする。</p> <p>※3 特別非常勤講師の勤務経験があり、勤務する学校を所管する市町村教育委員会等から、栄養の指導に関して良好な成績で勤務した旨の証明書を有していれば、栄養教育実習1単位は他の養護教諭・栄養教師の教育の基礎的理解に関する科目等で振り替えることが可能である。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(16) 特別支援学校教諭専修、1種、2種免許状  
教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校の教諭の専修、1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校教諭専修免許状		特別支援学校教諭1種免許状		特別支援学校教諭2種免許状
	別表第7 第18条	別表第7 第18条	29年改正法による改正前の免許法 別表第1又は別表第7により授与され た盲学校、聾学校又は養護学校教諭の2 級普通免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等 学校教諭の普通免許状	別表第7 第18条
根拠 規定	免 許 法 施 行 規 則 第18条	免 許 法 施 行 規 則 第18条	免 許 法 施 行 規 則 第18条	免 許 法 施 行 規 則 第18条	免 許 法 施 行 規 則 第18条
特 別 支 援 学 校 の 教 員 と し て の 在 職 年 数	3	3	3	3	3
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	15	6	4	4	6
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 単 位 数	15	6	4	4	6
免 許 法 施 行 規 則 第 7 条 に 定 め る 科 目 区 分	第 一 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目
	第 二 欄	特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目
	第 三 欄	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目
	選 択		15	2	1
所 持 免 許 状	特別支援学校教諭の1種免許状	特別支援学校教諭 の2種免許状			
備 考	<p>(1) 2種免許状の授与を受けようとする場合の在職年数には、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員としての在職年数を含むことができる。</p> <p>(2) 専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとする場合の在職年数は、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として在職した年数とする。</p> <p>(3) 第2欄に掲げる単位の修得方法は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、それぞれ次の①又は②に定める最低修得単位数を含んで修得するものとする。</p> <p>① 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める場合にあつては、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）に係る1単位及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）に係る1単位</p> <p>② 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める場合にあつては、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位</p> <p>(4) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p>				

(17) 特別支援学校教諭専修、1種、2種免許状  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校の教諭の専修、1種又は2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校教諭専修免許状		特別支援学校教諭1種免許状		特別支援学校教諭2種免許状	
	免 許 法 規 則	免 許 法 規 則	免 許 法 規 則	免 許 法 規 則	免 許 法 規 則	免 許 法 規 則
根 拠 規 定	第5条の2第3項					
新 規 定	第7条第5項、第6項・第10条の6第4項、第5項					
新 規 定	特別支援学校の教員としての在職年数	1	1	1	1	1
修得すること	を必要とする総単位数	4	2	4	2	2
特別支援教育に関する科目単位数	4	2	4	2	2	1
免許法施行規則第7条に定める科目区分	特別支援教育に関する科目 特別支援教育に関する科目 特別支援教育に関する科目	4 (心理等に関する科目1単元以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)	1 (心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の単位を使用可能)	4 (心理等に関する科目1単元以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)	1 (心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目の単位を使用可能)	1 (心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目の単位を使用可能)
考 考	(1) 専修免許状又は1種免許状に追加の定めを受けようとする場合は、当該免許状に定められている領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として在職した年数に限る。 (2) 2種免許状の授与を受けようとする場合は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員としての在職年数を含むことができる。 (3) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、以下のいずれかに該当する場合には、上記に定める単位数のうち2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。 ① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合 ② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を待っている場合 ③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合 (4) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるため、又は2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とし、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。)					

(18) 特別支援学校自立教科教諭1種、2種免許状  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校自立教科教諭1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校自立教科教諭1種免許状							特別支援学校自立教科教諭2種免許状							
	第17条							第17条							
根拠規定	第64条第2項							第64条第2項							
免 許 法 施 行 規 則	第17条							第17条							
免 許 状 の 種 類	理 療	理 学 療 法	音 楽	理 容	特 殊 技 芸 (美術、工業及び被服)	理 療	理 学 療 法	音 楽	理 容	特 殊 技 芸 (美術、工業及び被服)	理 療	理 学 療 法	音 楽	理 容	特 殊 技 芸 (美術、工業及び被服)
特別支援学校の教員としての在職年数	5	5	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
修得することを必要とする総単位数	10	3	0	0	0	15	6	10	0	10	6	6	0	10	
理 療 に 関 する 科 目 単 位 数	7					9									
音 楽 に 関 する 科 目 単 位 数								4							
特 殊 技 芸 の 教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目 単 位 数														4	
特別支援教育に関する科目単位数	3	3				6	6	6	6					6	
免 許 法 施 行 規 則 第 7 条 に 定 め る 科 目 区 分	第一欄		特別支援教育の基礎理論に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		特別支援教育の基礎理論に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	3	3				4	4	4	4					4	
所 持 免 許 状	特別支援学校自立教科教諭2種免許状							特別支援学校自立教科助教諭免許状							
備 考	<p>(1) 理療に関する科目の単位を修得するに当たっては、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの各分野にわたり修得することが望ましい。</p> <p>(2) 音楽に関する科目の単位の修得方法は、附表(2)に定める音楽の教科の修得方法にならうものとする。</p> <p>(3) 特殊技芸の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、美術及び工業の教科については附表(2)に定める美術及び工業の教科の修得方法にならうものとし、被服の教科については同表に定める家庭の教科のうち被服学(被服製作実習を含む。)の科目について修得するものとする。</p>														

附表(1) 中学校の教科に関する専門的事項に関する科目の単位修得表

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	保 健	生理学・栄養学
	国文学(国文学史を含む。)		衛生学・公衆衛生学
	漢文学		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
	書道(書写を中心とする。)		
社 会	日本史・外国史	技 術	木材加工(製図及び実習を含む。)
	地理学(地誌を含む。)		金属加工(製図及び実習を含む。)
	「法律学、政治学」		機械(実習を含む。)
	「社会学、経済学」		電気(実習を含む。)
	「哲学、倫理学、宗教学」		栽培(実習を含む。)
数 学	代数学	家 庭	情報とコンピュータ(実習を含む。)
	幾何学		家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)
	解析学		被服学(被服製作実習を含む。)
	「確率論、統計学」		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	コンピュータ		住居学
理 科	物理学	職 業	保育学(実習を含む。)
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)		産業概説
	化学		職業指導
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	職業指導	「農業、工業、商業、水産」
	生物学		「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		職業指導
	地学		職業指導の技術
地学実験(コンピュータ活用を含む。)		職業指導の運営管理	
音 楽	ソルフェージュ	英 語	英語学
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		英語文学
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		英語コミュニケーション
	指揮法	宗 教	異文化理解
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		宗教学
美 術	絵画(映像メディア表現を含む。)		宗教史
	彫刻		「教理学、哲学」
	デザイン(映像メディア表現を含む。)		
	工芸		
	美術理論・美術史(観賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		
保健体育	体育実技		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」 ・運動学(運動方法学を含む。)		
	生理学(運動生理学を含む。)		
	衛生学・公衆衛生学		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		
備 考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。		

附表(2) 高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目の単位修得表

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	
	国文学(国文学史を含む。)		衛生学・公衆衛生学	
	漢文学		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	
地理歴史	日本史	看 護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	
	外国史		看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
	人文地理学・自然地理学		看護実習	
	地誌			
公 民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	家 庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		被服学(被服製作実習を含む。)	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
数 学	代数学	情 報	住居学(製図を含む。)	
	幾何学		保育学(実習及び家庭看護を含む。)	
	解析学		家庭電気・家庭機械・情報処理	
	「確率論、統計学」		情報社会・情報倫理	
理 科	コンピュータ	農 業	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	
	物理学		情報システム(実習を含む。)	
	化学		情報通信ネットワーク(実習を含む。)	
	生物学		マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	
	地学		情報と職業	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」		工 業	工業の関係科目
音 楽	ソルフェージュ	商 業	職業指導	
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		商業の関係科目	
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		職業指導	
	指揮法		水 産	水産の関係科目
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		職業指導	
美 術	絵画(映像メディア表現を含む。)	福 祉	社会福祉学(職業指導を含む。)	
	彫刻		高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)		社会福祉援助技術	
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		介護理論・介護技術	
工 芸	図法・製図	商 船	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	
	デザイン		人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	
	工芸製作(プロダクト製作を含む。)		加齢に関する理解・障害に関する理解	
書 道	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	職 業 指 導	商船の関係科目	
	書道(書写を含む。)		職業指導	
	書道史		職業指導の技術	
	「書論、鑑賞」		職業指導の運営管理	
保健体育	「国文学、漢文学」	英 語	英語学	
	体育実技		英語文学	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		英語コミュニケーション	
	生理学(運動生理学を含む。)	宗 教	異文化理解	
	衛生学・公衆衛生学		宗教学	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		宗教史	
備 考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科に応じ、2科目以上修得するものとする。			

(19) 幼稚園・小学校・中学校教諭2種免許状、高等学校教諭1種免許状  
 教員としての在職年数と修得単位数を条件として、所修免許状の履修単位の履修を受けようとする場合の単位の修得方法の表による。

根拠 規定	受ける免許状の種類		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状		高等学校教諭1種免許状		
	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	別表第8 第18条の2	
有することを必要とする学校の免許状に関する在職年数	3	3	3	3	3	3	3	3	
受けようとする免許状に関する在職年数	0	1	0	1	0	1	0	1	
修得することを必要とする総単位数	6	3	13	10	7	12	9	6	
教科に関する専門的事項に関する科目単位数							10	7	
教育内容の指導法に関する科目単位数	6	3						5	
各教科の指導法に関する科目単位数			10	7	5	10	7	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目単位数			3	3	2	2	2	1	
道徳の理論及び指導法			1	1	1			1	
生徒指導の理論及び方法								1	
教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を 含む。)の理論及び方法			2	2	1	2	2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								1	
大学の独自に設定する科目単位数							4	3	
有することを必要とする学校の免許状	小学校教諭 普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	高等学校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状 (2種免許状を除く。)	8	6	4

(1) 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭1種免許状の履修を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第2項の表の定めるところによる。  
 (2) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の履修を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第2項の表の定めるところによる。  
 (3) 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。  
 (4) 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭2種免許状の履修を受ける場合は、国語(漢字を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち5以上の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ2単位以上(免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に該当する場合にあつては、5以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上)を中学校教諭2種免許状又は高等学校教諭1種免許状の履修を受ける場合は、受けようとする免許教科について修得するものとする。  
 (5) 生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の修得にあつては、全ての科目を含むものとする。  
 (6) 大学の独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号により修得するものとする。

(20) 幼稚園教諭1種、2種免許状

保育士としての在職年数と修得単位を条件として免許法附則第18項による幼稚園教諭免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	幼稚園教諭1種免許状	幼稚園教諭2種免許状
	免 許 施 行 規 則 法	附則第18項
規 定	免 許 法 施 行 規 則	附則第10項
保 育 士 等 と し て の 在 職 年 数		※勤務時間の合計が、4、32.0時間 <sup>3年</sup> 以上の場合に限る。
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	8	8
免 許 法 施 行 規 則 第 二 条 に 定 め る 科 目 区 分	保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目単位数	2
	保育内容の指導法に関する科目	2
免 許 法 施 行 規 則 第 二 条 に 定 め る 科 目 区 分	教育の方法及び技術に関する科目	2
	教育の基礎的理解に関する科目単位数	5
免 許 法 施 行 規 則 第 二 条 に 定 め る 科 目 区 分	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2
免 許 法 施 行 規 則 第 二 条 に 定 め る 科 目 区 分	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目単位数	1
免 許 法 施 行 規 則 第 二 条 に 定 め る 科 目 区 分	幼児理解の理論及び方法	1
	該 当 者 基 礎 資 格 考	1

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意すること。

学士の学位を有すること、かつ、児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験に合格していること。

児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験に合格していること。

<p>(発行所・発行人)</p> <p>青森市長島一丁目一番一 青森県 青森市</p>	<p>(印刷所・販売人)</p> <p>青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行</p> <p>定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	